令和７年度価格転嫁の円滑化促進事業業務委託　企画提案仕様書

１　委託事業名

令和７年度価格転嫁の円滑化促進事業

２　事業目的

本県では，労務費を含む価格転嫁の円滑化を図るため，パートナーシップ構築宣言実施企業数の拡大に取り組んでおり，宣言実施企業数は，本年４月時点で791件と大幅に増加している。

一方，本県が令和６年５月から６月にかけて実施した価格転嫁に関するアンケート調査の結果と，中小企業庁が令和６年３月に実施した価格交渉促進月間フォローアップ調査の結果を比較すると，全国における価格交渉の実施状況が約61％であるのに対し，本県は約45％と低い状況となっている。

また，価格転嫁の状況についても，全国では，７割以上価格転嫁できている企業が約35％であるのに対し，本県では約８％という結果となっている。

そこで，本事業では，県内企業の価格転嫁・交渉に係る理解を促進し，本県における価格転嫁の円滑化を図るため，県内企業を対象とした価格転嫁・交渉に係るセミナーの開催及び広報媒体による普及啓発等を実施する。

３　履行期間

業務委託契約締結の日から令和８年３月16日（月）まで

４　事業内容

受託者は，以下の(1)及び(2)に掲げる業務の実施並びにそれらに附随する一連の業務を実施すること。

なお，具体的な業務の内容については，受託者による企画提案を踏まえ，受託者と県が協議の上，決定する。その際，追加提案の効果等を踏まえ，予算の範囲内で内容の変更や追加等を求めることがある。

(1) 価格転嫁・交渉に係るセミナーの開催

県内企業の価格転嫁・交渉に係る理解促進を図るため，価格転嫁の進め方についての基礎的な知識やノウハウ，価格交渉のポイント，原価計算の手法等の習得や価格交渉力の向上に関するセミナーを企画し，開催すること。なお，セミナーの開催に当たっては，以下のアからオに掲げる事項に留意すること。

ア　セミナーは，単なる関連制度の周知や表面的な内容に終始しないよう，実践的かつ具体的な内容とすることとし，適切な講師を選定すること。

イ　セミナーは県全域の企業が参加できるようにし，効果的な開催時期を考慮した上で，複数回開催すること。

ウ　セミナーは現地及びオンラインの併用による開催とし，会場，機材及び現地開催

に必要な人員等の確保，会場等の利用調整並びに費用の支払いを行うこと。また，オンライン会場は，接続確認等のため，県と事前にリハーサルを行うこと。

エ　セミナーの周知のため，フライヤーを作成（最低20,000部）し，県が指定する団体等（約50か所）に配布すること。

オ　セミナー終了後，参加者に対し，理解度や満足度等を調査するための簡易なアンケートを実施すること。また，県が実施予定の価格転嫁の実施状況等に関するアンケートへの回答協力も併せて実施すること。

(2) 価格転嫁・交渉等の促進に係る広報の実施

　毎年３月，９月の価格交渉促進月間に合わせ，パートナーシップ構築宣言の意義や価格転嫁・交渉の普及啓発に係る広報を実施すること。広報媒体や方法等は問わないが，県内企業の価格転嫁を促進する目的であることから，企業の経営者や経営部門，営業部門担当者の目に触れやすい広報とすること。

５　成果物

　受託者は，下表「成果物」欄に掲げる成果物を，「納品期限」欄に掲げる時期までに県に納品すること。

	成果物	納品期限	提出方法
1	委託事業実施報告書[*1,*2]	R8.3.16（月）	紙媒体1部及びPDF形式
2	フライヤー（データ）	完成後直ちに	PNG形式及びPDF形式
3	セミナー実施報告書（速報）[*3]	各回のセミナー終了後2週間	PDF形式

＊１　委託事業実施報告書は，県が改変等した上で公開されることを前提に作成すること。なお，改変等不可能なデータ等を使用する場合には，報告書における該当箇所，知的財産権の所在を附記した改変等不可能なデータのリストを作成するとともに，当該箇所を除いた公開可能な事業報告書も別途作成して納品すること。

＊２　委託事業実施報告書には，４(1)のセミナーで使用した資料（講義資料）及び４(2)の広報物を含む。

＊３　セミナー実施報告書(速報)は，セミナーの実施結果概要を速報として納品するものであり，内部での共有等に利用することを想定している。

６　その他

(1) 事業の実施体制

　事業の実施に当たっては，本事業の趣旨を十分に理解し，業務の遂行を十分なし得る知識と経験を有する者を従事させることとし，必要かつ適切な人員配置を行うこと。異動等により担当者に変更が生じる場合は，その旨直ちに報告すること。

(2) 仕様書に記載のない事項等に係る取扱い

本仕様書は，受託者に求める最低限の基準を示したものであるため，受託者は，仕様書に記載のない事項であっても，事業を遂行するために必要な業務を実施すること。また，本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は，県と協議の上決定すること。

(3) 知的財産等の使用

受託者は，知的財産その他第三者の権利の対象となっているもの（以下「知的財産権等」という。）を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(4) 著作権の帰属等

本事業により得られた成果物等に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権等及び所有権（受託者以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）は，受託者に帰属するものとする。

ただし，受託者は，県が，必要な範囲で成果物等を無償で利用（編集，改変等を含む。）すること及び県が成果物等を利用する場合に著作者人格権を行使しないことにあらかじめ同意するものとする。また，受託者は，当該成果物の著作者が受託者以外の者であるときは，当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講じるものとする。

(5) 秘密の保持

受託者は，本事業の実施により知り得た情報を第三者に漏えいしてはならず，本事業の目的以外に使用してはならない。特に，事業を実施する中で入手した個人情報の取扱いについては，「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等の関係法令及び契約書別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

特に電子メール送信時における個人情報流出事案が頻発していることから，セミナー参加者その他関係者等に対し，電子メールによる連絡を行う場合は，宛先の設定，本文の内容，添付ファイルの内容等十分に留意し，個人情報の流出防止に万全を期すこと。